

大分県報

令和二年
号外（九一）
十一月二十七日

（金曜日）

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………
大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和二年十一月二十六日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………

一 一の数 一九、二五七人
二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………
二二〇、三三三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

大分市	一三二、二〇六人
別府市	三二、一九六人
中津市	二二、九三八人
日田市	一八、〇五五人
佐伯市	二〇、二二一人
臼杵市	一〇、九四〇人
津久見市	五、〇二一人
竹田市	六、一八二人
豊後高田市	六、三一六人
杵築市	八、一九三人
宇佐市	一五、五二九人
豊後大野市	一〇、一四九人
由布市	九、五五一人
国東市・姫島村	八、六一四人
日出町	七、八七五人
九重町・玖珠町	六、九六〇人

大分県選挙管理委員会告示第四十四号

令和二年十一月二十七日

大分県報号外（選管委告示）

令和二年十一月二十七日

大分県報号外（選管委告示）

令和二年十二月六日執行の大分県議会九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和二年十一月二十七日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

五、六三三、一〇〇円